

第三章 歐洲大戰中に於ける對外國通商交渉

品名	明治四三年	大正二年	大正五年
沃度加里	七	九	二四八
硫磺	一	一	一〇〇二
藥材	一	一	六、二二三
燐寸	八	一	一、一三四
染料	四	七	一、五六一
眞綿	一	一	三六八
羅紗	一	一	五、〇六五
莫大小肌衣袋	一	六	二、六二七
足襪	一	一	二、三三三
靴用紙	二	一四	二、六七二
印刷用紙	一	一	八六八
輸入總額	七六三	七五〇	一、七七四
重要輸入品	三四	三二六	三三九
大豆	五	一〇三	一
木材	五六三	一	四三〇
豆類	一一	七二	六五九
第二歐羅巴ロシア			
(甲)輸出			
(乙)輸入			

品名	明治四三年	大正二年	大正五年
輸出總額	一、八一	四、八九七	三三、四二一
重要輸出品	一、六八八	四、三七四	八、八八七
生絲	一	一	二七四
眞鍮	一	一	二、三、九七九
小包郵便	一	一九七	
(乙)輸入			
輸入總額	二〇八	四一	一、二〇四
重要輸入品	一	一	一〇五
麥芽	一	一	三〇六
ホップ	一	一	

第三節 獨、澳、洪との條約消滅

前記の如く日本が獨逸に對して爲した大正三年八月二十三日付對獨宣戰布告により明治四十四年六月二十四日獨逸間に調印の通商航海條約及特別相互關稅條約は附屬協定稅率と共に其の效力を消滅することゝなつた。而して澳地利洪牙利に對しては宣戰布告もせず戰爭行爲もしなかつたのであるが、澳、洪は獨との同盟國なるにより獨逸との條約消滅と同時に澳、洪に對しても大正元年十月二十八日調印の通商航海條約は同様其の效力を消滅せるものと看做された。

右明治四十四年締結の日獨相互關稅條約附屬稅表甲號に於ては革類、サリチール酸、鹽酸キニーネ及硫酸キニーネ、人造藍、アリザリン染料及アニリン染料、毛織絲、毛綿織物、包裝用紙及燐寸用紙、亞鉛板、瓦斯機關、石油機

關及熱氣機關、竝に右瓦斯機關等と結合したる發電機の十二税目に互り税率を協定し、乙號に於ては獨逸に對する本邦の特産輸出品たる木蠟、寒天、羽二重、羽二重手中、經木及麥稈眞田、花蒔、鈕釦、漆器の十二税目に付税率を協定し居る。而して右條約消滅により前記甲號表所載物品に對して、本邦は右低率なる協定税率の束縛より免れ、自由に國定關稅を適用し得ることとなつた次第なるが、右協定物品中染料、毛織絲、毛綿織物、包裝用紙等に付ては、本邦に於て關稅を多少引上ぐる場合に於ては發達の見込みありしを以て、之が廢棄を有利なりとする理由があつた。又乙號表所載物品中羽二重、花蒔、鈕釦、漆器に付ては獨逸の國定關稅束縛を可とする點があつたが、其の他の物品は主として原料品なるが故に、事實關稅協定なきも關稅引上げの心配なきものであつた。前者と雖も甲號表所載物品中本邦に於て關稅保護を必要とするものに比し、其の重要程度は僅少ななるを以て、本邦としては戰爭により日獨諸條約の廢棄せらるゝことは有利とする事情があつた。現に日獨協定税率廢棄後、本邦に於ては染料、毛織物等に對し關稅を引上げたのみならず、特に政府に於て大日本染料株式會社を設立し、配當補償、其の他種々の保護を講ずるに至つた。更に進んで染料輸入に對しては許可制度を採用し、之が輸入を制限するに至つた。右本邦に於て輸入染料に對し制限主義を採用し、又硫酸アンモニウム等に對しても右許可制度を適用せんとするに至つたことは、歐洲大戰後獨逸との新條約締結の交渉をして甚だ困難ならしめた。

次に日獨開戰當時に於ける兩國貿易關係を見るに次表に示すが如く、明治四十三年小村條約改正前に於ては、本邦よりの輸出額千百萬圓に對し、獨逸よりの輸入額四千四百萬圓、又歐洲大戰前の年たる大正二年に於ては本邦よりの輸出額千三百萬圓に對し、獨逸よりの輸入額は六千八百萬圓に及んだ。即ち小村條約改正による本邦關稅引上げの爲め、兩國の貿易關係に影響を及ぼすことなく、獨逸側の本邦に對する輸入超過の情勢は寧ろ一層甚しくなりたることが窺はるゝのである。右理由は本邦よりの重要輸出品中魚油、樟腦、銅、眞田類等の原料品は其の供給力不足の爲め本

邦に於ける價格騰貴し羽二重、羽二重手中、鈕釦、陶磁器等の製造品は獨逸側に於ける國民生活上其の需要を増加し得ざるものに屬したが爲めである。之に反し獨逸側の輸入品中藥劑類、染料及機械類は特別優良の獨逸特産品たるのみならず、製造工業發達上本邦に於て寧ろ之が輸入を歓迎せざるを得ざる事情ありたるが爲めである。是等輸入品に對する小村條約改正による關稅引上も甚だ低率にして、之が爲め輸入を減少するが如きことがなかつたからである。小村關稅改正により獨逸よりの輸出減少したるものは鉛筆、トツプ、モスリン、鐵板、鐵釘、セルロイド等に過ぎな

第十二表 戰前戰後日獨貿易關係表 (單位千圓)

重要輸出品	(甲) 輸 出		明治四三年		大正二年		昭和元年		昭和四年		昭和九年		昭和十二年		昭和十四年	
	輸出總額	輸入總額	輸出總額	輸入總額	輸出總額	輸入總額	輸出總額	輸入總額	輸出總額	輸入總額	輸出總額	輸入總額	輸出總額	輸入總額	輸出總額	輸入總額
豆類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鮮魚	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
○寒 魚	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
魚 鱈	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
毛 皮	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生 皮	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
菜 子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
魚 油	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
○木 蠟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—



◎羅紗(毛)	二、三三	六、一	一、三六	二、四七	一、四
◎同(毛絹)	二、三	六、六	三、〇	一、〇	一、四
◎モスリム	二、三	三、三	三、〇	一、〇	一、四
◎フランネル	一、三三	三、三	三、〇	一、〇	一、四
模造羊皮紙	一、三三	三、三	三、〇	一、〇	一、四
印刷用紙	一、三三	三、三	三、〇	一、〇	一、四
書籍	一、三三	三、三	三、〇	一、〇	一、四
鐵塊	一、三三	三、三	三、〇	一、〇	一、四
鐵條	一、三三	三、三	三、〇	一、〇	一、四
ワイヤーロッド	一、三三	三、三	三、〇	一、〇	一、四
鐵板	一、三三	三、三	三、〇	一、〇	一、四
リボン	一、三三	三、三	三、〇	一、〇	一、四
鐵筒	一、三三	三、三	三、〇	一、〇	一、四
帶鐵線	一、三三	三、三	三、〇	一、〇	一、四
電鍍	一、三三	三、三	三、〇	一、〇	一、四
鉛塊	一、三三	三、三	三、〇	一、〇	一、四
鐵釘	一、三三	三、三	三、〇	一、〇	一、四
鐵線柱	一、三三	三、三	三、〇	一、〇	一、四

絶縁電線	一、三六	一、〇四	一、四一	一、四一	一、四一
工匠具類	一、三六	一、〇四	一、四一	一、四一	一、四一
鐵製	一、三六	一、〇四	一、四一	一、四一	一、四一
×1タ1類	一、三六	一、〇四	一、四一	一、四一	一、四一
理化學器類	一、三六	一、〇四	一、四一	一、四一	一、四一
醫療器類	一、三六	一、〇四	一、四一	一、四一	一、四一
寫真機類	一、三六	一、〇四	一、四一	一、四一	一、四一
樂器類	一、三六	一、〇四	一、四一	一、四一	一、四一
電話器類	一、三六	一、〇四	一、四一	一、四一	一、四一
銃砲類	一、三六	一、〇四	一、四一	一、四一	一、四一
鐵道客車類	一、三六	一、〇四	一、四一	一、四一	一、四一
タイヤ	一、三六	一、〇四	一、四一	一、四一	一、四一
鐵道機關車	一、三六	一、〇四	一、四一	一、四一	一、四一
蒸氣機關	一、三六	一、〇四	一、四一	一、四一	一、四一
發電機電動機	一、三六	一、〇四	一、四一	一、四一	一、四一
縫衣機	一、三六	一、〇四	一、四一	一、四一	一、四一
送風機	一、三六	一、〇四	一、四一	一、四一	一、四一
金屬木工機械	一、三六	一、〇四	一、四一	一、四一	一、四一
紡績機	一、三六	一、〇四	一、四一	一、四一	一、四一
織布機	一、三六	一、〇四	一、四一	一、四一	一、四一
タイプライター	一、三六	一、〇四	一、四一	一、四一	一、四一
部分品	一、三六	一、〇四	一、四一	一、四一	一、四一
機械及部分品	一、三六	一、〇四	一、四一	一、四一	一、四一

備考 品名の上に〇印を附せるは日獨協定税品、◎印を附せるは第三國との協定税品とす。



備考 品名の上に◎印を附せるは第三國との協定税品とす。

歐洲大戦前獨逸と各國との貿易關係を見るに、一九一三年に於ける獨逸總輸入額百十二億六百萬馬克の中、オーストリア・ハンガリー、土耳其等の同盟國よりの輸入額は僅に十二億三百萬馬克に過ぎない。之に丁秣、和蘭、瑞典、瑞西、諾威の如き獨逸と近接せる中立國との貿易を加算するも輸入總額は三十一億九百萬馬克、即ち總輸入額の二割八分に過ぎなかつた。獨逸よりの輸出も亦一九一三年に於ける總輸出額百二億馬克の中、上記同盟國側への輸出額九億百萬馬克、近接中立國を加算するも其の輸出額十九億四千萬馬克、即ち總輸出額の一割九分に過ぎない。以て獨逸が聯合國側の經濟封鎖により疲弊を來たし、結局和を請はざるべからざるに至つた理由を諒解し得べしと思ふ。

オーストリア・ハンガリーの場合に於ては一九一二年に於ける總輸入額三十五億六千六百萬クロネンの中、同盟國側よりの輸入額十四億七千九百萬クロネン、之に和蘭、瑞西の輸入額を加ふる場合に於ては十五億九千六百萬クロネン、即ち總輸入額の四五%の多きに相當し、輸出の場合に於ても總輸出額二十七億三千百萬クロネンの中、同盟國への輸出額十三億四千五百萬クロネン、又之に右近接中立國との貿易を加ふる場合に於ては十四億九千百萬クロネン、即ち總輸出額の五五%の多きに相當するが故に、右開戦に因る影響は獨逸の如く甚しからず、従て第一次歐洲大戦が主として塙國側の強硬論により獨逸が引摺られたる形勢ある理由を察するに足る。

#### 第四節 聯合國巴里經濟會議決議

##### 第一款 聯合國巴里經濟會議決議內容

大戦中英國は當初より獨逸、オーストリア・ハンガリーの諸國に對し嚴重なる封鎖を實行せんことを欲したが、アメリカは海洋の自由を主張して、戰爭中と雖もアメリカの船舶、人民は交戦國と自由に通商出來るといふ見解をとつた。そのために英米兩國はナポレオン戰爭の場合に於けるが如く衝突せんとした。イギリスからいへば右様アメリカ

が主張する海洋の自由説を容認すると折角英國の海軍力でドイツを封鎖してゐても、スウェーデン、ノルウェー、オランダを經由してドイツに軍需品物資が入る恐れがあるのである。それでイギリス政府は先づ大正三年九月五日ロンドンに於て英佛露の三國代表が會同し、單獨不講和の宣言を約した。次いで大正四年十二月九日付公文を以て三國政府は日本に對してもその宣言加入を勧誘し來つたが、日本は之に對し同意を與ふると同時に、南洋赤道以北に於けるドイツ植民地の領有權を繼承すること、及び山東に於ける獨逸の利權獲得に關し聯合國は日本を支持すべきことを密約せしめた。大正四年十二月には伊國も參戦し單獨不講和の宣言にも加入した。こゝに佛英伊日露五ヶ國間に單獨不講和に關する宣言が調印された。斯くて聯合國の陣容は強化せられたが米國も亦ルシタニア號撃沈を契機として大正六年四月二日參戦し、同八月には支那も聯合國側の勧誘に應じて參戦するに至つた。

之より先聯合國側に於ては獨逸其他同盟國側に對する經濟封鎖を強化ならしむると共に戰時戰後に於ける聯合國間の經濟關係を一層密接ならしむる目的を以て英佛側の提議により一九一六年（大正五年）六月十四日より十七日に至る迄巴里に於て聯合國經濟會議を開催することとなつた。本邦政府に於ては前藏相男爵阪谷芳郎氏を首席代表として派遣し、之に駐佛田村參事官、駐英森財務官、鶴見農商務書記官、矢部大藏技師、田大藏書記官及杉村三筆書記官を隨員として出席せしむることとした。本會議は佛國ブリアン首相を議長とし前後回數を重ねること五回に及んだが、他の聯合國よりは日本の他英、露、伊、葡、白、セルビアの八ヶ國代表者が出席した。又同會議に於ては隨員を併せ全出席者數八十五名の多きに及ぶと云ふ大會議であつた。而して同會議に於ては、(甲)戰時に對する措置、(乙)聯合國の商業、工業、農業及海運業の回復期に對する過渡的措置、(丙)聯合國間に於ける共助及協力の永久的措置の三問題に分ち討議を重ね、右討議の結果は之をアド・レフェレンダムの形式により決議として採用し、各國政府に對し事後承諾を求むることとした。